

東員町地域公共交通会議部会東員町生活交通を考える会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東員町地域公共交通会議規約（平成24年6月8日。以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、東員町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の部会として設置される東員町生活交通を考える会（以下「部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、規約第3条各号に掲げる事項について、現状と課題を取りまとめ、その改善策を検討し、交通会議に報告するものとする。

(組織)

第3条 ~~部会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。~~

② 部会を構成する委員（以下「委員」という。）は、交通会議の会長が指名する。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し、これを掌握する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委員に就任した日からその日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5-6条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第6-7条 部会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7-8条 部会において協議を行った事項については、交通会議へ報告するものとする。

(報酬)

第9条 第3条に掲げる委員が会議に出席した場合、報酬を支払うものとする。

2 1回の出席に係る報酬の額は次の通りとする。

(1) 学識経験者 20,000円

(2) 上記以外の委員 3,500円

(庶務)

第8-10条 部会の会議の庶務は、交通会議事務局が行う。

(その他)

第9-1-1条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附則

この規程は、平成24年7月2日から施行する。

附則

この規程は、令和7年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

部会名	協議事項
東員町生活交通を考える会	東員町生活交通のあり方について